

栗原市職員に対する懲戒処分について

本市職員に対し、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分を行いましたのでお知らせいたします。

記

1 対象職員

総務部人事課 主幹 細川 勇人 51歳

2 事件概要

発生日時 令和8年7月9日(木) 午後0時50分頃(逮捕日)

場 所 宮城県大崎市鳴子温泉

概 要 当該職員は、混浴露天風呂において、面識のない50代女性に対し、背後から両脇腹付近に手を伸ばし、胸を触ろうとした疑いにより逮捕され、7月30日に不同意わいせつ未遂の罪により仙台地方検察庁古川支部に起訴された。

本で行われた公判において、拘禁刑1年6月執行猶予3年の有罪判決が言い渡された。

3 処分内容

免 職

4 処分年月日

令和8年10月30日

5 市長コメント

このたび、栗原市職員が不同意わいせつ未遂の罪により有罪判決が言い渡されたことにつきまして、極めて重く受け止めております。

被害に遭われた方に対し、心よりお見舞い申し上げます。また、市民の皆様にご心配とご不安をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

今回の事件は、被害者の尊厳を踏みにじる重大な人権侵害であり、いかなる理由があっても許されるものではなく、社会的に強く非難されるべきものであります。

市といたしましては、本事件を厳粛に受け止め、全職員に対し、法令遵守の徹底と公務員としての自覚及び服務規律の再確認を行うとともに、職員一人ひとりが自らの行動を振り返り、市民の信頼を損なうことのないよう、改めて意識の徹底を図ってまいります。